香芝市告示第１１９号

香芝市福祉活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年５月１５日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市福祉活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

香芝市福祉活動支援補助金交付要綱（令和７年１月２７日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　案	現　　行
（補助対象事業等） 第２条　［略］ （１）　［略］ （２）　合理的配慮（香芝市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和２年条例第４号）第２条第３号に規定する合理的配慮をいう。）の提供に関する事業 （３）　［略］	（補助対象事業等） 第２条　［略］ （１）　［略］ （２）　合理的配慮（香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和２年条例第４号）第２条第３号に規定する合理的配慮をいう。）の提供に関する事業 （３）　［略］

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。